

令和6年度

新規

茨木市保育所等利用案内

(発行内容 令和5年10月2日現在)



茨木市こども育成部保育幼稚園事業課
(南館3階21番窓口)

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
直通072-620-1638

開庁時間：月～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時45分～午後5時15分

この案内には、市が認可している保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所(以下、「保育所等」という。)の利用申込みに関する手続き、必要書類、注意事項等について記載しています。必ず内容をご確認の上、申込みをしてください。

目次	
1 利用できる保育所等について ……1頁	7 保育所等一覧 ……19頁
2 利用申込みの受付について ……2頁	8 茨木市待機児童保育室について ……25頁
3 申込み時の必要書類について ……9頁	9 休日保育について ……26頁
4 保育所等の転所(園)希望について ……12頁	10 児童が病気やケガの時に保育所等が 利用できない場合について ……27頁
5 教育・保育給付認定について ……14頁	保育所等の所在地(地図) ……裏表紙
6 利用者負担額等について ……17頁	

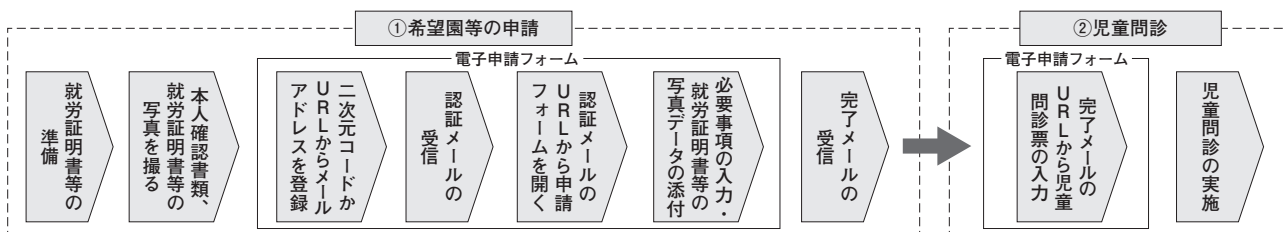
【添付書類一覧】

- 別紙1 令和6年度 保育所等利用調整指数表
- 別紙2 就労証明書(2部)
- 別紙3 内職証明書及び病気・介護(看護)診断書
- 別紙4 個人番号確認書類及び本人確認書類 貼付台紙
- 別紙5 茨木市保育所・認定こども園(保育部分)利用者負担額徴収基準額表(予定)

令和6年度の保育年齢(クラス)

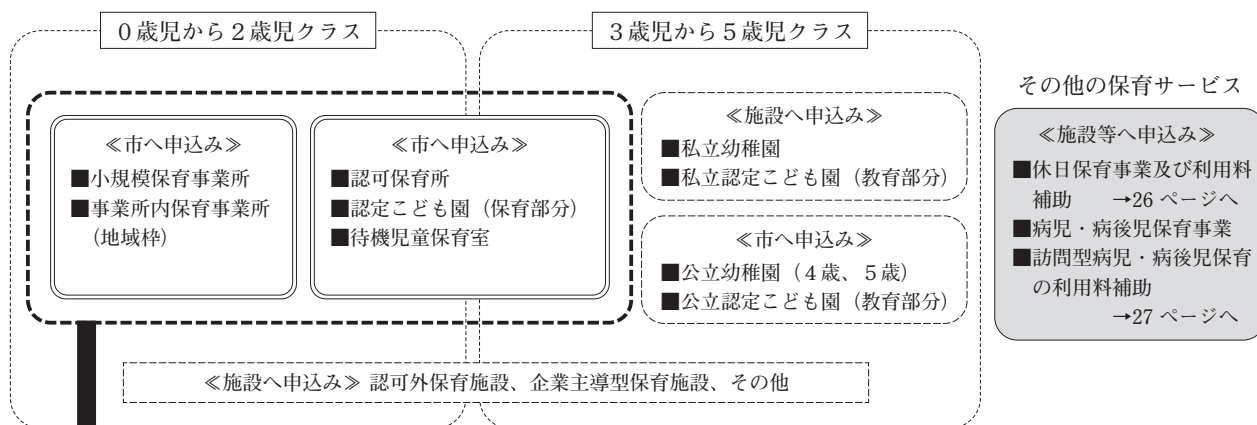
保育年齢	生年月日	最終保育年月
0歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日
	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
1歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
2歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
3歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日
4歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日
5歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年3月31日

※令和6年度利用申込みは、電子申請(インターネット申請)にて申込みを受け付けます。電子申請の流れは以下のとおりです。



①②両方の手続きを完了させてください。詳細につきましては、一斉受付の場合は2ページ、随時受付の場合は5ページをご確認ください。

1 利用できる保育所等について



施設類型		対象年齢	申込先	利用料
認可保育所	保護者の就労や病気などのためにお子さまの保育が必要な場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。	0～5歳児	保育幼稚園事業課	市民税所得割課税額をもとに算定。利用料以外にも制服代、遠足代等の実費負担がかかります。
認定こども園 (保育部分)	教育・保育を一体的に行う施設で、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設です。	0～5歳児		
小規模保育事業所	定員が19人までの小さな施設で、規模の特性を活かした保育を実施する施設です。	0～2歳児		
事業所内保育事業所	会社や事業所が設置する施設で、従業員のお子さまと地域のお子さまを一緒に保育する施設です。	0～2歳児		
待機児童保育室	茨木市が運営している認可外保育施設です。保育所と同等程度の基準で運営しており、「あゆみ」と「みらい」の2か所があります。(25ページを参照)	0～5歳児		

保育所等の一覧は19ページ以降を参照してください。本市ホームページ(右の二次元コード)からもご確認いただけます。



保育所等利用申込みについてのご質問については、本市ホームページの「よくあるご質問」の「保育Q&A」(右の二次元コード)をご確認ください。



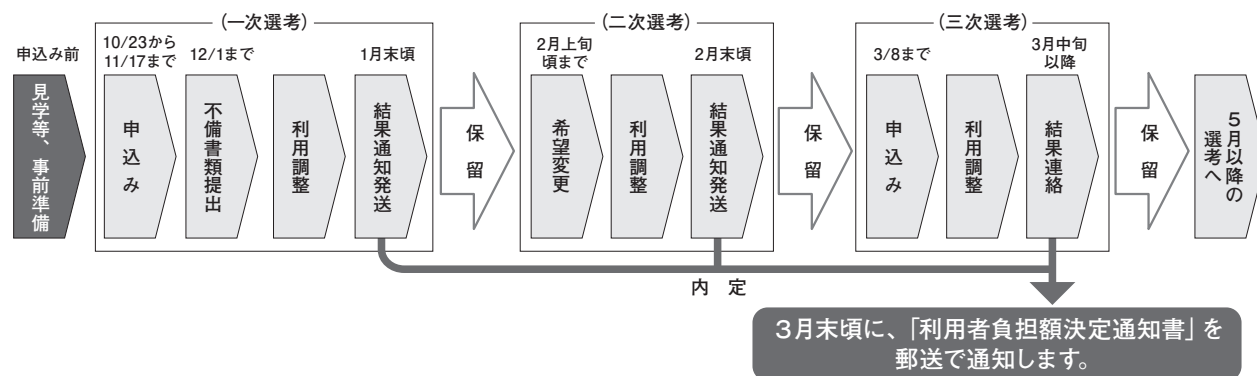
2 利用申込みの受付について

※電子申請（インターネット申請）にて申込みを受け付けます。

※保育所の利用申し込みは、年度ごとに必要です。令和5年度の保育所等利用申し込みを行った児童（待機している児童）も、改めて申し込みをする必要があります。

(1) 一斉受付の場合

令和6年4月利用申込みの一斉受付については、必ず次の注意事項をお読みの上、申込みをしてください。



①事前準備について

本資料（令和6年度茨木市保育所等利用案内）を確認してください。また、申込みの際に必要な書類は、9ページ「3 申込み時の必要書類について」をご参照ください。

なお、令和6年度の保育を必要とすることを証明する書類（父母の就労証明書等）や認可外保育施設の在園証明書等は、令和5年10月2日（月）以降に発行されたものが必要になります。それ以前に発行された証明書類は無効です。

②申込みについて



a 受付期間：令和5年10月23日（月）午前9時から令和5年11月17日（金）午後11時59分まで

b 申込方法：以下のURL もしくは左の二次元コードを読み取り、入力完了してください。

フォームのURL

【https://logoform.jp/form/2Qoq/shinki_R6】

c 電子申請における注意事項

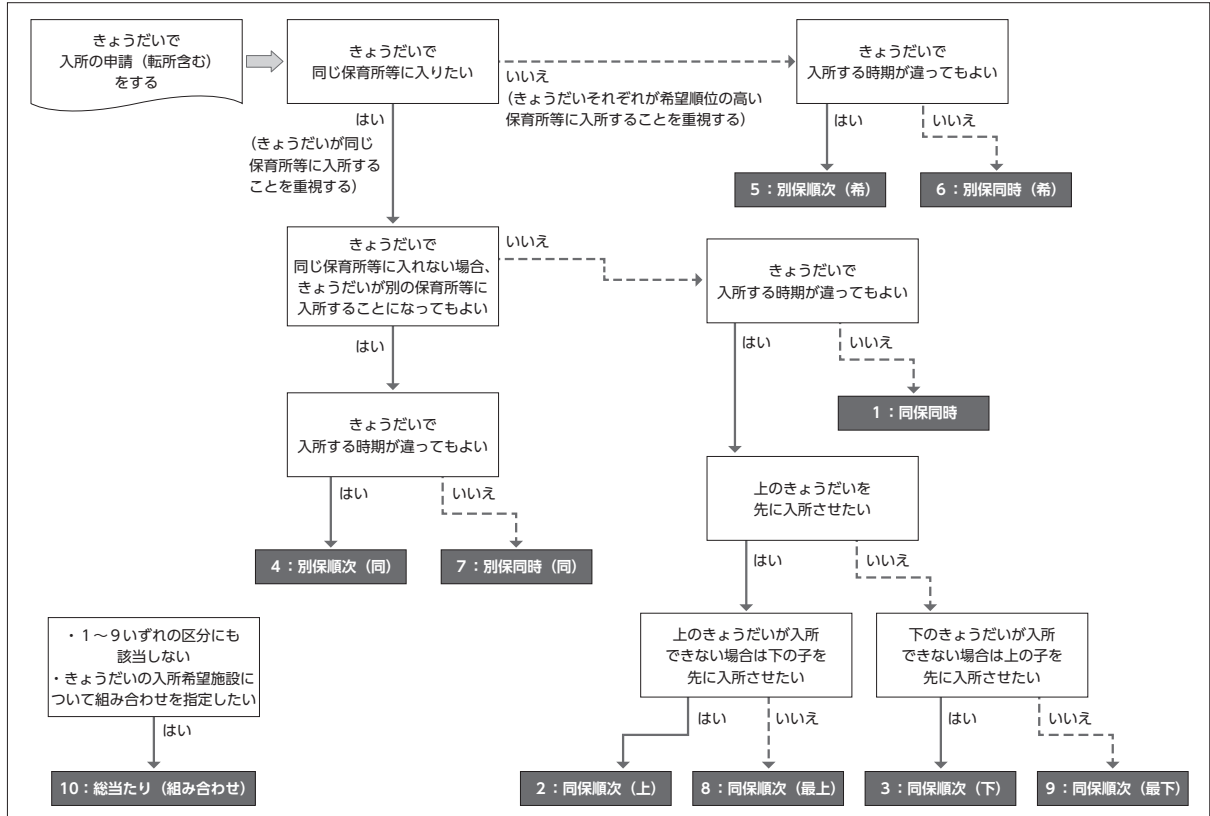
- ・入力内容は一時保存できますが、一定時間を過ぎるとタイムアウトします。入力を開始したら、最後まで入力を完了させることを推奨します。
- ・新規申込フォームにおいては、1度の申請につき3人の児童まで同時に申し込みができます。
- ・申請期日を過ぎて入力を完了しようとする場合でも入力中でも三次選考（随時入所の場合、翌月）からの選考となります。申込み期限内に入力を完了してください。

d スマートフォン等をお持ちでない場合

スマートフォン等をお持ちではなく、ご自身で申請することが難しい場合は、保育幼稚園事業課にご相談ください。入所希望施設をご検討のうえ、申込みの際に必要な書類（9ページ「3 申込み時の必要書類について」を参照してください。）を持参して、窓口にお越しください。申請手続きには時間を要するため、お時間に余裕をもって窓口にお越しください。

e きょうだい調整について



きょうだいが同時に新規入所申込または転所申込をする場合、以下のフロー図を確認し、1～9の選考区分を選択してください。選考区分は、きょうだい全員必ず同じ区分を選択してください。1～9いずれの選考区分にも該当しない場合は、「10：総当たり（組み合わせ）」を選択し、「きょうだい調整希望申出書」（16 ページに記載の二次元コードからダウンロードしてください。）に利用を希望する組み合わせを列挙して記載し、その写真を添付して申請してください。



選考区分	名 称	内 容
1	同保同時	きょうだいで同じ月に同じ保育所等に入所することのみを希望します。きょうだいの1人でも未入所となる場合、きょうだい全員を未入所とします。
2	同保順次（上）	きょうだいで同じ保育所等に入所することを希望します。同じ月に同じ保育所等に入所できない場合は、上の子が入所可能な保育所等に入所します。上の子に入所可能な保育所等がない場合、下の子が入所可能な保育所等に入所します。
3	同保順次（下）	きょうだいで同じ保育所等に入所することを希望します。同じ月に同じ保育所等に入所できない場合は、下の子が入所可能な保育所等に入所します。下の子に入所可能な保育所等がない場合、上の子が入所可能な保育所等に入所します。
4	別保順次（同）	きょうだいで同じ保育所等に入所することを希望します。同じ保育所等に入所できない場合は、きょうだいそれぞれで希望順位に沿って入所可能な保育所等に入所します。
5	別保順次（希）	きょうだいそれぞれで希望順位に沿って入所可能な保育所等に入所します。きょうだいに1人でも入所可能となる児童が存在する場合、1人だけでも入所します。
6	別保同時（希）	きょうだいそれぞれで希望順位に沿って入所可能な保育所等に入所します。きょうだいに1人でも未入所となる児童が存在する場合、きょうだい全員を未入所とします。
7	別保同時（同）	きょうだいで同じ保育所等に入所することを希望します。同じ保育所等に入所できない場合は、入所可能な保育所等に入所します。きょうだいに1人でも未入所となる児童が存在する場合、きょうだい全員を未入所とします。
8	同保順次（最上）	きょうだいで同じ保育所等に入所することを希望します。同じ月に同じ保育所等に入所できない場合は、上の子が入所可能な保育所等に入所します。上の子に入所可能な保育所等がない場合、きょうだい全員を未入所とします。
9	同保順次（最下）	きょうだいで同じ保育所等に入所することを希望します。同じ月に同じ保育所等に入所できない場合は、下の子が入所可能な保育所等に入所します。下の子に入所可能な保育所等がない場合、きょうだい全員を未入所とします。
10	総当たり（組み合わせ）	1～9の区分のどれにも当てはまらない場合、「きょうだい調整希望申出書」にて希望された入所希望施設の組み合わせの中から、入所可能な組み合わせに入所します。

③不備書類提出及び希望変更について

以下のような場合は、対象の二次元コードより申請してください。

提出期限	状 況	提出フォーム
令和5年 11月17日(金) 午後11時59分 まで	申込時の希望施設を変更・追加・削除する	利用希望変更提出 【 https://logoform.jp/form/2Qoq/riyoukibou_R6 】 
	申込希望月（利用調整開始月）を変更する	
	他世帯を優先的に審査希望から、通常選考に変更する	
	他世帯を優先的に審査することを希望する	
令和5年 12月1日(金) 午後11時59分 まで	兄弟姉妹同時申請時の選考区分を変更する	不備書類等提出 【 https://logoform.jp/form/2Qoq/286059 】 
	申込時の提出書類に変更・不備があり、再提出する	
	申込時の提出書類に追加書類があり、追加提出する	

④児童の問診について

出生前の申込みを除き、11月下旬から12月上旬にかけて保育士等による当該児童の問診を実施します。場所と日時につきましては、申請後、別途個別に連絡いたします。ただし、以下の場合、問診は不要です。

- ・申請フォーム中の「育児休業中の利用調整に関する申立書」に入力し、入所希望月から令和7年3月の利用調整まで他の方を優先的に審査することを希望する場合（詳細は8ページ「2 利用申込みの受付について」の「(10)その他注意事項について」⑤を参照してください。）
- ・在園している認定こども園の教育部分から保育部分への区分変更を希望し、在園している施設以外の保育所等への入所希望がない場合。

⑤ 利用調整について

申込フォームに入力された希望施設について、別紙1「令和6年度 保育所等利用調整指数表」に基づき利用調整を行います。申込書類の内容に変更があった場合には、速やかに事実即した書類を提出してください。申請がない場合や虚偽申請と見受けられる場合には、入所の決定を取消す場合があります。

また、保育所等の利用案内を辞退、もしくは利用希望がなくなった場合は速やかに、「保育所等入所辞退及び入所申請取下」を電子フォームより申請してください。

利用調整	受付期間	注意点
一次選考	令和5年10月23日(月)午前9時から 令和5年11月17日(金)午後11時59分まで 【問い合わせ対応時間】 平日：午前8時45分から午後5時15分まで	利用決定の可否に関わらず、令和6年1月末頃に結果通知書をご自宅へ郵送します。入所の可否や通知に関する問合せ等にはお答えできません。また、一次選考で利用が決定した場合、二次選考以降の利用調整の対象とはなりません。
二次選考	希望変更等は、一次選考結果通知後から2月上旬まで 【問い合わせ対応時間】 平日：午前8時45分から午後5時15分まで	一次選考の結果、保留となった方を選考対象とし、待機児童保育室の利用調整も開始します。利用決定した方のみ、令和6年2月末頃に結果通知書をご自宅へ送付します。 ※一次選考申込み時から利用希望施設を追加・変更する場合の申込方法や期限等は、一次選考の結果通知時にお知らせします。希望施設に変更がない場合や、待機児童保育室の申込みをすでにしている場合は、新たに手続きの必要はありません。
三次選考	令和5年11月18日(土)午前0時から 令和6年3月8日(金)午後11時59分まで 【問い合わせ対応時間】 平日：午前8時45分から午後5時15分まで ※年末年始(令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水))は除く。	二次選考の結果、保留となった方、一斉受付時の申込内容に変更等ある方、一次選考受付期間を過ぎて新規(転園)申込みをする方が対象です。利用が決定した方のみ、3月中旬以降に電話で連絡します。入所保留の方については、令和6年度中は毎月利用調整し、利用可能となった場合は電話で連絡します。 なお、「保留通知」が必要な方は、別途手続きが必要です。(6ページ「2 利用申込みの受付について」の「(4) 育児休業中の申込みについて」をご参照ください。)

⑥ 教育保育給付認定通知書発送の時期について

申請書類に基づき、「教育・保育給付認定通知書」を郵送します。入所時に必要となる場合があるため、大切に保管してください。

なお、「教育・保育給付認定通知書」の発送は、一斉受付時は事務が非常に混みあい、認定及び発送処理に時間を要することから、子ども・子育て支援法第20条第6項ただし書きの規定を適用し、発送時期を次のとおりとします。

- ア 令和5年11月17日(金)までに申込みをした場合 ⇒ 令和6年3月上旬までに発送予定
イ 令和5年11月18日(土)から令和6年3月8日(金)までに申込みをした場合
⇒ 令和6年3月下旬頃に発送予定

⑦ 利用決定した方への送付物について

令和6年3月末頃に「利用者負担額決定通知書」等を送付します。

(2) 随時受付の場合



電子申請による利用申し込み及び問診に来庁することで受付完了となります。

① 申込みについて

利用希望月の前月10日(10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日)までに、以下のURLもしくは左の二次元コードを読み取り、入力完了してください。

フォームのURL 【https://logoform.jp/form/2Qoq/shinki_R6】

別紙1「令和6年度 保育所等利用調整指数表」に基づき、保育を受ける必要性の高い児童から順に利用調整し、利用案内ができる場合にのみ、利用開始月の前月中旬以降に保護者宛てに電話連絡します。利用案内ができない場合は、当該年度中（令和7年3月入所選考まで）、毎月利用調整を行います。

なお、保育所等の利用開始日は、原則毎月1日となります。ただし、生後8週を経過した翌日から入所を希望する方に限り、月途中から利用可能です。

※スマートフォン等をお持ちでない場合

スマートフォン等をお持ちではなく、ご自身で申請することが難しい場合は、保育幼稚園事業課にご相談ください。入所希望施設をご検討のうえ、申込みの際に必要な書類（9ページ「3 申込み時の必要書類について」を参照してください。）を持参して、窓口にお越しください。申請手続きには時間を要するため、お時間に余裕をもって窓口にお越しください。



※申込み後、希望期間や希望施設、兄弟姉妹同時申請時の選考区分に変更がある場合は、希望変更月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに、以下のURLまたは左の二次元コードより電子申請にて利用希望変更申請を提出してください。

フォームのURL【https://logoform.jp/form/2Qoq/riyoukibou_R6】

②問診について

随時受付の場合、問診を受けて申請完了となりますので、申込み時の受付完了メール（窓口にて画面をご提示ください。）、母子手帳をご用意のうえ、入所希望月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに、開庁時間内に申請児童と一緒に保育幼稚園事業課へご来庁ください。締め切り日までに問診が完了していない場合、入所選考が行えない場合があります。

ただし、以下の場合、問診は不要です。

- ・申請フォーム中の「育児休業中の利用調整に関する申立書」に入力し、入所希望月から令和7年3月の利用調整まで他の方を優先的に審査することを希望する場合（詳細は8ページ「2 利用申込みの受付について」の「(10)その他注意事項について」⑤を参照してください。）
- ・在園している認定こども園の教育部分から保育部分への区分変更を希望し、在園している施設以外の保育所等への入所希望がない場合。

(3) 出産前の申込みについて

出生前の児童の利用申込みには、その児童の母子手帳（保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日記載欄のページ）の写しを添付してください。生後8週を経過した翌日から利用を希望できます。出産後は、問診のため、利用が決定するまでに保育幼稚園事業課へ児童を連れてお越しください。

また、入所するまでの間、育児に伴う休業（以下、「育児休業」という。）を取得する場合は、申込み時に別紙2「就労証明書」（「9 育児休業の取得」の記載があるもの）をご提出ください。

(4) 育児休業中の申込みについて

①保育所等利用調整結果通知書の発行依頼について



育児休業中の方で、利用調整の結果、待機となった場合、育児休業を延長する手続き等に「保育所等利用調整結果通知書」（以下、「保留通知」という。）が必要となる場合があります。何月分の保留通知が必要かを、育児休業を取得している職場にご確認の上、利用希望月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに保育所等の利用申込みをしてください。申込みをしていない月、利用の案内を辞退した月の保留通知は発行できません。

保留通知が必要な方は、保留通知が必要な月の前月20日以降に左の二次元コードより依頼してください。依頼後、利用調整が終了次第、約2～3週間程度で保留通知をご自宅へ郵送します。また、二次元コードより申込みができない場合は、「保育所等利用調整結果通知発行依頼書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。

②希望施設の利用が決定した場合について

入所する月の翌月1日までに、育児休業を取得している職場に復職してください。また、復職後2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。「就労証明書」に記載のとおり復職していることが確認できない場合、入所後であっても退所となることがあります。また、利用の案内を辞退した場合は、いかなる理由でも辞退した月の保留通知は発行できません。

なお、申込み時に、時間短縮制度の利用により勤務時間が1日6時間未満または勤務日数が減ることを申し出ておらず（または就労証明書で確認できず）、就労開始時（復職時）にそれらの事実が判明した場合は、利用調整の指数が下がり、退所となることがあります。

③育児に伴う休業中の利用調整に関する申立書

希望している施設の利用ができなくても、その後育児休業を延長することが可能なため、他の申込者を優先的に利用調整しても構わない場合は、申請フォーム中の「育児休業中の利用調整に関する申立書」に入力してください。この申立書に入力された期間中は、他の申込者を優先的に利用調整します。ただし、利用調整自体は行いますので、希望施設に欠員が出る等により利用可能となった場合は利用を案内します。

(5) 保育所等在園児の弟妹の育児休業期間中の利用について

育児休業中は、保護者をご家庭で保育できるため、原則継続利用はできません。ただし、児童が保育所等を利用中で、児童の環境の変化が好ましくない等の理由により、利用施設を引き続き利用することが必要と認められる場合は利用を継続できます。継続して利用を希望する場合の提出書類については、16 ページ「5 教育・保育給付認定について」の「(4) 認定内容の変更等について」をご参照ください。

また、育児休業の対象児童が1歳の誕生日を迎える月の申込期限までに保育所等の利用申込みをした上で、その児童が入所できない場合に限り、引き続き2歳の誕生日の前日まで同じ保育所等を利用することができます。

例) 育児休業の対象児童の誕生日が6月5日の場合、5月10日までに6月利用申込みが必要。

なお、すでに在園している児童の転所申込みをし、転所が決定した場合は、転所する月の翌月1日までに復職していただく必要があります。（復職の確認が取れない場合は退所になります。）

(6) 求職活動中の申込みについて

求職活動の要件で保育所等の利用が決定した場合及び利用開始後、退職等により求職活動となった場合の利用期間は、原則、入所日又は退職日から1か月となります。1か月を超える場合は、「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動の事実が確認できた場合は、最大90日を経過した日の月末まで延長して利用することができます。「求職活動報告書」が未提出の場合及び最大90日を経過した日の月末までに就労を開始しない場合は、保育所等を退所していただきます。

(7) 現在茨木市外にお住まいで、茨木市に転入予定の場合の申込みについて

①利用希望月の前月末までに、茨木市に転入することが分かる書類（賃貸借契約書、住宅の売買契約書または建築請負契約書等の写し）を添付して電子申請フォームより申請してください（重要事項説明書、土地のみの売買契約書は不可）。

※上記のいずれかのうち、転入時期、転入後の茨木市の住所、契約者名が分かる資料（賃貸借契約者または売買契約者双方の署名・押印がされたもの）をご提出ください。

※上記は必須書類のため、申込時に提出できない場合は受付できません。また、利用が決定した際は、入所月の前月末までに必ず市民課で転入手続きを済ませてください。入所月の前月末までに転入手続きが終わっていない場合は、利用決定を取り消します。

※本市に居住している親族等の自宅に転入する場合は、上記の転入書類に代わり、当該親族等の申立書（保育所等の利用希望月までに申込み児童及び保護者が転入予定である旨記載されたもの）が必要です。

※保護者の雇用先の社宅に転入する場合は、上記の転入書類において雇用主と当該保護者の関係が明記されている必要があります。記載がない場合は、別途書面により、雇用先に当該保護者との関係性を証明していただく必要があります。

②市民税の課税状況に基づき利用者負担額を決定するため、マイナンバーを確認するための確認書類を提出してください（詳細は11ページを参照してください）。

(8) 茨木市外の保育所等への申込みについて



茨木市外の保育所等への申込みについては、茨木市の電子申請フォームを利用できません。茨木市外の保育所等を利用申し込みする場合、茨木市外への転出予定の有無で手続きが異なります。また、利用の可否については、保育所等の所在地の市区町村が決定するため、茨木市が利用調整を行うことはありません。手続き等の詳細は、左の二次元コードより確認してください。

(9) 保育の実施の解除について



転出や保護者の退職等の理由により、保育の必要性がなくなった場合は、必ず退所日までに保育幼稚園事業課へ「退所届」を速やかにご提出ください。

また、利用案内を辞退もしくは保育所等の利用申込みを取り下げる場合は、以下の URL もしくは左の二次元コードより速やかにご申請ください。

フォームの URL 【https://logoform.jp/form/2Qoq/jitaitorisage_R6】

なお、利用開始後または利用中であっても、以下のいずれかが判明したときは、保育の実施を解除する(退所していただく)ことがあります。

① 申込書類において虚偽の記入または申立てがあった場合

例) ・ 申込時の就労証明書より出勤日数や勤務時間が短くなった場合
・ 育児休業を取得していた職場に復職せず、申込時に就労証明書を提出していない職場へ転職または退職することになった場合等

② 利用中に世帯の状況、保育を必要とする要件に変更があり、その内容が利用の要件に該当しなくなった場合

③ 長期欠席 (2か月以上または無断で15日以上) する場合

④ 利用の要件が求職活動中で、退職日または児童が利用開始してから90日間を経過しても就労開始しない場合

⑤ 茨木市から他市町村へ転出する場合

※上記以外の理由でも、利用の要件がないと判断した場合は保育の実施を解除します。

(10) その他注意事項について

① 保育所等の利用申込みは、年度ごとに必要です。令和5年度の保育所等利用申込みを行った児童(待機している児童)も、改めて申込みをする必要があります。

② 利用の申込み前に、希望施設の受入年齢や預かり時間、諸費用等の利用条件について必ず事前にご確認ください。また、利用を希望する保育所等を実際に見学の上、利用が決まった場合に送迎が可能か等をご確認ください。なお、見学については施設へ直接お問い合わせください。

③ 慣らし保育とは、お子さまが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は利用する施設や当該児童の状況により異なりますので、事前に施設へ直接お問い合わせください。

④ 第三者へ申込みを相談・依頼することによって、保育所等の利用調整が有利になることは一切ありません。

⑤ 申請フォーム中の「育児休業中の利用調整に関する申立書」に入力し、入所希望月から令和7年3月の利用調整まで他の方を優先的に利用調整することを希望する場合は、問診の必要はありません。ただし、上記申立書の内容を取り下げて、他の方を優先せずに利用調整することを希望する場合は、問診を受ける必要があります。利用を希望する月の前月10日(10日が市役所閉庁日の場合は、直前の閉庁日)までに、当該児童と一緒に保育幼稚園事業課までお越しください。

⑥ 産後休暇明け及び育児休業明けの場合は、入所した月の翌月1日までに就労証明書の内容のとおりに復職できるよう、職場と調整をした上で申込みをしてください。兄弟姉妹で同時に申込みをする場合、兄弟姉妹のいずれかだけが入所決定となる場合でも、復職が必要です。また、復職後2週間以内に「就労開始証明書」をご提出ください。「就労開始証明書」にて申込時の就労内容での復職が確認できない場合は、保育の実施を解除する(退所していただく)ことがあります。

⑦ 令和6年4月1日以降に就労内定の方は、就労開始後2週間以内に「就労開始証明書」をご提出ください。「就労開始証明書」にて申込み時の就労内容が確認できない場合は、退所していただくことがあります。

3 申込み時の必要書類について

(1) 申請者の本人確認に必要な書類

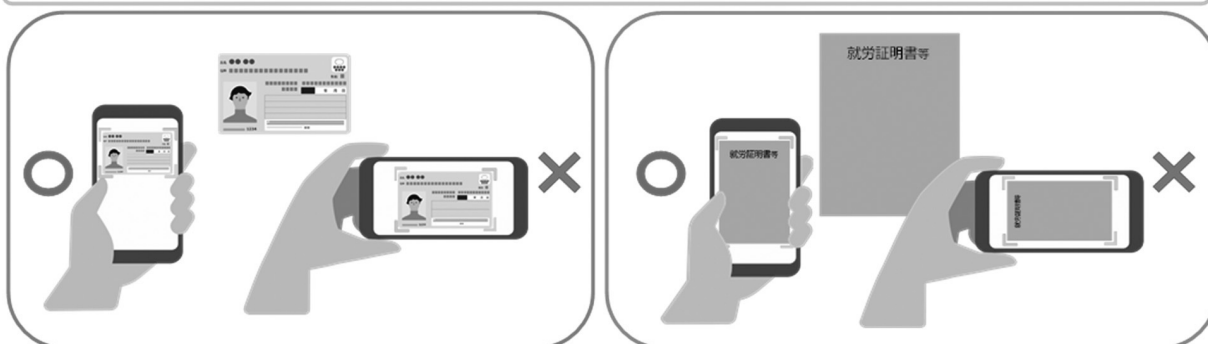
申請にあたり、本人確認書類の写真添付が必要です。顔写真付きの本人確認書類の場合は1種類のみ写真添付し、顔写真付きでない場合は、2種類の本人確認書類の写真を添付してください。なお、写真は縦向きで撮影してください。

【本人確認書類】

1種類で確認可能な書類	個人番号カード（おもて面）、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等（写真付）
2種類で確認可能な書類	健康保険証（※1）、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

※1 健康保険証の写真を添付する際は、「記号・番号」部分を見えないように隠して添付してください。（隠されていない場合は、提出後に市側で黒塗り等を行います。）

添付書類を撮影する際は撮影方向に注意してください！



✕ 撮りなおしが必要な写真の例

- ・全体が写っていない
- ・ピントが合っていない（ぼやけている）
- ・光が反射、もしくは影が写り込んでいる
- ・有効期限が切れている

【イラストレーションアイコン素材】(デジタル庁) (https://www.digital.go.jp/policies/service-design/design-system/illustration_icons/)を元に、利用可能なアイコン素材を独自に追加・加工して提供しています。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

保護者それぞれの証明書類が1世帯に1部ずつ必要です。また、別紙2「就労証明書」、別紙3「内職証明書」「病気・介護（看護）診断書」、医師の診断書、在学証明書または申立書等は令和5年10月2日（月）以降に発行されたものがが必要です。

※同居している18歳以上65歳未満（令和6年4月1日時点）の方の証明書類の提出は任意ですが、未提出の場合は利用調整において不利になります。

※申込み時点と令和6年4月以降の保育を必要とする状態が異なる場合、その両方の必要書類をご提出ください。

保護者の状況	必要な書類	注 意 点
外勤 ・雇用（三親等以内の親族に雇用されている場合を除く） ・自営業（法人） ・内定	別紙2 就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・有期雇用の場合は、「3 雇用（予定）期間等」に雇用期間の記載が必要です。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明する書類が必要です。 ・申請時に就労内定または産前産後休暇中・育児休業中の場合は、就労開始後2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。
内職	別紙3 内職証明書	就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明する書類が必要です。
自営業 ・個人事業主 ・中心者	①別紙2 就労証明書 ②確定申告書（写）等	<ul style="list-style-type: none"> ・②については、令和5年中に開業した場合は開業届（写）、開業2年目以降は直近の就労者自身の確定申告書（写）を提出してください。

保護者の状況	必要な書類	注 意 点
自営業 ・専従者 ・個人事業主(三親等以内の親族)に雇用されている者	①別紙2 就労証明書 ②源泉徴収票や直近3か月分の給与明細等	<ul style="list-style-type: none"> ・②については、専従者としての氏名が記載された確定申告書(写)もしくは、開業届(写)、発注書(写)等を提出してください。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明する書類が必要です。 ・個人事業主(三親等以内の親族)に雇用されており、その事業が法人化されている場合は、②は不要です。
妊娠・出産	母子手帳(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日記載欄のページの写しを提出してください。 ・申請フォームにおいて、「その他の状況」に出産予定の有無及び出産(予定)日を必ず入力してください。 ・出産前に申込みをする場合は、6ページ「2 利用申込みの受付について」の「(3) 出産前の申込みについて」をご確認ください。
疾病	別紙3 病気・介護(看護)診断書もしくは医師の診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・病名、治療期間、通院頻度等が分かるものがが必要です。 ・就労をしている場合は、別紙2「就労証明書」を併せて提出してください。
病人や要介護者を介護(看護)している	①別紙3 病気・介護(看護)診断書もしくは医師の診断書 ②介護・看護等スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・①については、要介護者の状態や要介護状態が分かるものがが必要です。 ・②については、介護(看護)者の1週間当たりの介護(看護)に要する時間や日数が分かる内容のものがが必要です。
兄弟姉妹の通所(通学)の付添	①介護・看護等スケジュール ②【兄弟姉妹が障害者手帳(身体・療育・精神)を有していない場合】通所受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・①については、被看護者の氏名及び利用児童からみた続柄、1週間当たりの付添に必要な時間や日数が分かる内容のものがが必要です。
障害	別紙3 病気・介護(看護)診断書もしくは医師の診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳(身体・療育・精神)を有している場合は提出不要です。 ・障害者手帳の交付申請中等で障害等級を示すものがない場合は、別紙3「病気・介護(看護)診断書」もしくは医師の診断書を提出してください。
就学	①在学証明書または学生証(写) ②時間割 ③就学期間の分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から就学予定の場合は、現在の状況を証明する書類を提出し、左記の書類をいつに提出予定なのかを記載してください。 ・研究室に所属している等で②が提出できない場合は、研究室長や担当教授等による1か月あたりの就学時間がわかる証明書を提出してください(別紙2「就労証明書」参考)。
求職活動中	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・申請フォームにおいて、「求職活動申立書」に同意してください。
産前・産後休暇中(取得予定)または育児休業中(取得予定)	別紙2 就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請フォームにおいて、「育児休業に関する申立書」に同意してください。 ・別紙2「就労証明書」の「8 産前・産後休業の取得」「9 育児休業の取得」に休業期間の記載が必要です。 ・復職後は2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。

- (3) マイナンバーを確認するための書類(インターネット申請フォームから提出いただくことはできません)
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、世帯員全員のマイナンバーの「番号確認」と申込書を提出する方の「身元確認」が必要です。両方の確認が必要なため、別紙4「個人番号確認書類及び本人確認書類 貼付台紙」に以下の書類の写しを貼付してご提出ください。

方法	概要	申請者の必要書類	
番号確認 (1枚)	申請書に記載されている世帯員全員のマイナンバーが正しい番号であることを確認	個人番号カード、通知カード(氏名、住所等の変更がない場合に限る)、マイナンバー記載の住民票の写し、マイナンバー記載の住民票記載事項証明書	
身元確認 (1枚または2枚)	申請者がマイナンバーの正しい持ち主であることを確認	1枚で確認可	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳(身体・療育・精神)等(写真付)
		2枚で確認可	健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

※必要に応じ、職員が住民基本台帳ネットワークシステムへの個人番号の照会を行いますので、ご了承ください。

(4) その他の状況により必要になる書類

世帯の状況等	必要な書類及び注意点	備考
申込時に茨木市外に居住しており、茨木市に転入予定である	・利用希望月の前月末までに、茨木市に転入することがわかる書類(賃貸借契約書、住宅の売買契約書または建築請負契約書等の写し)	詳細は7ページ参照
	・マイナンバーを確認するための確認書類(世帯全員分)	詳細は上記(3)参照
申込児童が月64時間以上認可外保育施設を利用している	認可外保育施設在園証明書 ※令和5年10月2日(月)以降に発行されたものが必要です。	調整指数に影響あり
茨木市内の保育所等(待機児童保育室及び企業主導型保育施設を含む)で保育士として勤務または勤務予定	保育士証等(写) ※現在休業中または就労開始予定で、週5日以上かつ1日6時間以上勤務予定の方は、優先的に利用調整します。(随時申込の転所(園)希望は除く。)	保育士優先あり
父母が婚姻中であるが、別居している世帯(単身赴任等を除く)	ひとり親であることを証明する書類(写) ※ひとり親世帯とは、保護者双方の住民票上の住所と実際の居住地が別であることをいいます(単身赴任除く)。同居の場合は、離婚調停中でも一般世帯とします。 ※離婚調停申立書や児童扶養手当証書等、弁護士・公的機関等の証明書類を提出してください(民生委員による証明書類は不可)。なお、直近の状況を確認するため、令和5年10月2日(月)以降に証明された証明書類等の写しを提出してください。 ※別居しているが特別な理由により住所が同一の場合(世帯分離している場合を含む)は、住所を異動できない旨を記載した申立書も必要です。	調整指数、利用者負担額等に影響あり
申請申込児童が里親によって養育されている場合(里親の実子を除く)	里親委託を証明する書類(写)	調整指数、利用者負担額等に影響あり

(5) 申請時に注意すること

- ①申請内容について市の職員にご相談いただいた場合、お答えすることはあくまでも助言です。市の職員が、希望期間や希望施設等を指示したり、何かをお約束したりすることはありません。申請内容は、ご自身の責任でご検討をお願いします。
- ②転所申請を書面で申し込む場合、申込書等は必ずボールペンで記入してください。鉛筆、消せるボールペン等で記入したものや、修正液、修正テープで修正したものは受付できません。訂正がある場合は、二重線の上から訂正印を押すか署名してください。
- ③利用希望施設は、19 ページ「7 保育所等一覧」をご確認の上、入力・記入してください。施設名が特定できなかった場合、利用調整できない場合があります。また、希望施設は、送迎が可能な範囲の施設を希望している順に入力してください。利用案内を辞退した場合、次回の利用調整から不利になります。希望施設の中で利用調整を行いますので、入力のない施設を入所案内することはできません。複数の施設で利用可能な状況になりましたら、より希望順位の高い施設で利用決定となります。
- ④必要書類がすべて揃っていない場合は受付できないため、すべて揃えた上で、必ず期限までにご申請ください。
- ⑤メンテナンスのためにシステムが停止する場合や、インターネット環境によってはデータをすぐに送信できない場合があります。期日には余裕をもってご申請ください。
- ⑥電子申請にて申請をした場合にお送りする送信完了メールには、入力内容は表示されません。申請書の控え等は改めてお送りしませんので、入力内容を保存したい場合は、送信完了後の画面下部にある「入力内容を印刷する」から印刷またはダウンロードを行ってください。
- ⑦申請期日以後に提出された書類は、次月以降の利用調整の対象となります。一斉受付においては、一次選考の受付期間以降に申込みをした方は、三次選考から利用調整の対象となります。期限を過ぎた申込みの場合、いかなる理由であっても考慮はできません。
- ⑧申込内容や添付書類（就労証明書等）の内容に虚偽がある場合は、「教育・保育給付認定」（14 ページ「5 教育・保育給付認定について」を参照）を取消しの上、保育の実施を解除する（利用決定の取消または退所していただく）ことがあります。また、「保育給付の額に相当する金額」の全部又は一部を子ども・子育て支援法第 12 条（不正利得の返還）に基づき徴収します。
- ⑨就労要件の場合の基本指数は、別紙 2「就労証明書」の「6 就労時間」における「合計時間」・「一月当たりの就労日数」を基に決定します。

4 保育所等の転所（園）希望について

転所申込みは原則、電子で申込みしてください。

別紙 1「令和 6 年度 保育所等利用調整指数表」に基づき、保育を受ける必要性の高い児童から順に利用調整します。保育所等の転所日は、毎月 1 日となります。

育児休業中の継続利用は、児童の環境の変化が好ましくない場合など、施設を引き続き利用することが必要な場合に認められています。そのため、転所希望の提出はできますが、転所後、育児休業を継続することはできません。転所が決定した場合は、転所する月の翌月 1 日までに育児休業を取得中の職場に復職する必要があります。

一斉受付の場合

(1) 電子で申込み



①申込み期間：令和 5 年 10 月 23 日（月）午前 9 時～令和 5 年 11 月 17 日（金）午後 11 時 59 分まで

②申込み方法：以下の URL もしくは左記二次元コードを読み取り、入力完了してください。

フォームの URL 【https://logoform.jp/form/2Qoq/tensho_R6】

③電子での申込みにあたって

- ・入力内容は一時保存できますが、一定時間を過ぎるとタイムアウトします。入力を開始したら、最後まで入力を完了していただくことを推奨します。
- ・世帯ごとの申込みとなります。
- ・申込み期限内に入力完了してください。申込み期限を過ぎた場合は、三次選考からの利用調整になります。
- ・電子で申込みした場合、書面で提出していただく必要はありません。

(2) 書面で申込み

- ①申込み期間：保育幼稚園事業課へ提出…令和5年10月23日（月）から11月17日（金）午後5時15分まで
利用している保育所等へ提出…令和5年10月23日（月）から11月17日（金）まで
- ②申込み書類：①転所（園）希望申請書、②利用申込み用児童問診票

(3) 注意事項



希望変更



入所辞退・入所申請
取り下げ

- ・転所申込み後に希望施設を変更したい場合は、以下の URL もしくは左記二次元コードを読み取り、入力完了してください。
フォームの URL 【https://logoform.jp/form/2Qoq/riyoukibou_R6】
- ・令和5年度に転所申込みを行い、待機中の児童についても、改めて申込みをしていただく必要があります。
- ・一斉受付において転所が決定した場合、もとの施設にはすでに別の児童が入所決定しているため、転所を辞退した場合はもとの施設も退所していただきます。なお、転所ができなかった場合は、現在利用している施設を継続して利用できます。（卒園の場合を除く。）
- ・転所案内を辞退もしくは保育所等の利用申込みを取り下げの場合は、以下の URL もしくは左記二次元コードより速やかにご申請ください。
フォームの URL 【https://logoform.jp/form/2Qoq/jitaitorisage_R6】
- ・一斉受付後に転所申込みをする場合は、転所を希望する月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに申込みしてください。転所が可能な方にのみ、利用開始月の前月中旬以降に電話連絡します。転所できない場合は、当該年度中（令和7年3月まで）、毎月利用調整を行います。
- ・就労要件の場合の基本指数は、別紙2「就労証明書」の「6 就労時間」における「合計時間」・「一月当たりの就労日数」を基に決定します。

随時受付の場合



転所申込み

- 転所を希望する月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに以下の URL もしくは左記二次元コードを読み取り、入力完了してください。
フォームの URL 【https://logoform.jp/form/2Qoq/tensho_R6】
転所が可能な方にのみ、前月中旬以降に電話連絡します。転所できない場合は、当該年度中（令和7年3月まで）、毎月利用調整を行います。

5 教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望する場合は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に基づく教育・保育給付認定（以下、「保育認定」という。）を受ける必要があります。以下の通り認定を行った場合は、「教育・保育給付認定通知書」により保護者に通知します。

- ◆ 2号認定子ども（同法第19条第1項第2号に規定）
…入園時の児童の年齢が満3歳以上で保育所等での保育を希望する場合
- ◆ 3号認定子ども（同法第19条第1項第3号に規定）
…入園時の児童の年齢が満3歳未満で保育所等での保育を希望する場合

(1) 認定区分

15 ページ「(3) 保育認定の事由及び有効期間」の保育認定の事由に該当し、児童を保育することが必要な場合に、保育認定を行うと同時に、保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類の認定区分があります。

(2) 保育必要量

① 保育標準時間認定

保育標準時間認定を受けた児童については、原則的な保育時間を8時間としつつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、施設の設定する保育標準時間内で最大11時間の保育を利用できます。

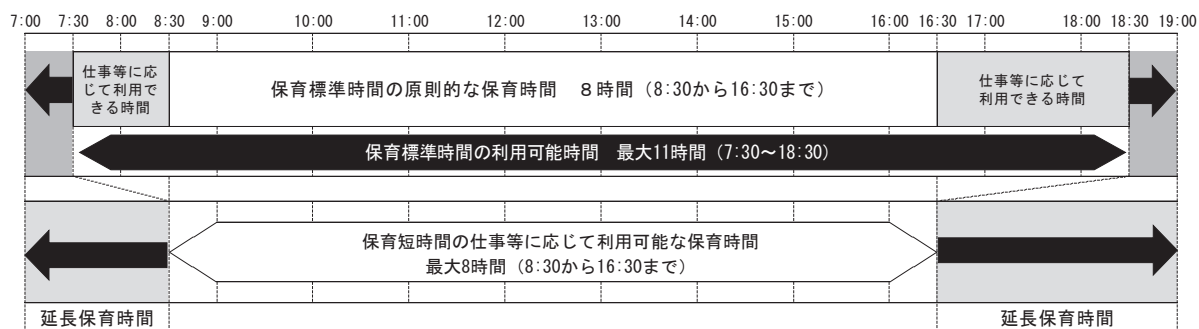
② 保育短時間認定

保育短時間認定を受けた児童については、通勤時間や休憩時間を考慮し、施設が設定する保育短時間内で最大8時間の保育を利用できます。

※ 保育所等の利用時間

「保育標準時間認定」「保育短時間認定」に関わらず、原則、保育を利用できるのは、就労等の事由により保育が必要な時間のみです。常に11時間もしくは8時間の利用ができるわけではありません。また、児童の送迎は、必ず施設の開所時間内に行ってください。

<利用時間のイメージ>（公立施設の場合）



- ※私立施設については、施設により標準時間・短時間の時間設定は異なるため、各自でご確認ください。
- また、具体的な利用日時については、利用決定後に施設と調整していただくことになります。
- ※延長保育を利用できるのは、就労等で児童の保育が困難な場合に限りです。（別途延長保育料が必要です。）

(3) 保育認定の事由及び有効期間

事由	状況	保育必要量	認定期間
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	保育標準時間 または短時間※1	事由による必要な期間
妊娠 出産	妊娠中または出産後間がない場合	保育標準時間※2	産前6週（多胎出産の場合は14週間）のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで
疾病 障害	疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合	保育短時間※3	事由による必要な期間
介護 看護	同居または別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を月64時間以上介護または看護することを常態としている場合	保育標準時間 または短時間※1	事由による必要な期間
災害 復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	保育標準時間※2	事由による必要な期間
求職 活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	保育短時間	原則1か月※4
就学	月64時間以上就学することを常態としている場合	保育標準時間 または短時間※1	事由による必要な期間
障害児 保育	児童に障害があり、特に集団保育の必要がある場合等、保育が必要な状態にあると市長が認めた場合	保育短時間	3歳児クラスから小学校就学前まで
育児 休業	第2子以降の育児休業を取得する場合で、上の子がすでに保育所等を利用しており、保育所等の継続利用が必要であると認められる場合	保育短時間	育児休業終了日の属する月の末日または育児休業の対象児童が、1歳の誕生日を迎えるまでのどちらか短い方の期間※5
その他	前各号に掲げるものの他、保育が必要な状態にあると市長が認めた場合		

- ※1 保護者の就労・就学時間等（通勤・通学時間、休憩時間を含む）が、1か月当たり120時間以上の場合は保育標準時間認定です。1か月当たり64時間以上120時間未満の場合は、原則、保育短時間認定です。ただし、勤務の時間帯等により、送迎が間に合わない場合は、保護者の申し出により、保育標準時間認定とすることも可能です。
- ※2 保護者の申し出により、保育短時間認定とすることができます。
- ※3 病状が重篤な場合等、やむを得ないと判断される場合は、保育標準時間認定とすることができます。
- ※4 保育所等の利用開始後、1か月が経過しても就労が決まらない場合は「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動の事実が確認できた場合は、最大90日を経過した日の月末まで延長して利用することができます。「求職活動報告書」が未提出の場合及び最大90日を経過した日の月末までに就労を開始しない場合は、保育所等を退所していただきます。
- ※5 育児休業の対象児童が1歳の誕生日を迎える月に保育所等に入所できない場合は、最大でその児童の2歳の誕生日の前日まで延長することができます。育児休業の対象児童が1歳の誕生日を迎える月の入所申込をしていない場合や、入所申込をしても保育所等の利用案内を辞退した場合は、育児休業の保育認定を延長することができません。

(4) 認定内容の変更等について

認定後、保育認定の事由が変更する場合は、事前に「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（A-①）」と変更後の保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。

また、世帯の状況等に次のような変更があった場合は、事前に「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（A-①）または届出書（B-①）」（以下、「変更申請書等」と記載。）及び以下の必要書類をご提出ください。また、利用している保育所等にも、変更内容を必ずお伝えください。

保育認定の事由に該当しなくなった場合には、保育認定が取り消され、保育所等を利用できなくなります。

変更事由	必要書類
世帯員の氏名、住所に変更があったとき 世帯構成員の増減があったとき	・変更申請書等（B-①） その他、以下（※1～3）に記載する書類
保護者が転職・退職・就職したとき 雇用条件等に変更があったとき	・変更申請書等（A-①） ・就労証明書または求職活動申立書
産前産後休暇を取得するとき	・変更申請書等（A-①） ・母子手帳（兄弟姉妹が保育所等（待機児童保育室及び企業主導型保育施設を含む）在園児の場合は「出産に伴う保育要件変更届」）
育児休業を取得または延長するとき（※5）	・変更申請書等（A-①） ・「育児に伴う休業申立書」
世帯員が障害者手帳（身体・療育・精神）を取得・更新したとき	・変更申請書等（B-①） ・障害者手帳（身体・療育・精神）の写しの提出の必要はありませんが、取得・返還・未更新の場合はご報告ください。

※1 ひとり親の方が結婚した場合、世帯に追加された方（別居、世帯分離している場合も含む。）の「就労証明書」の提出が必要となります。

※2 婚姻中であるが、別居している世帯（単身赴任等を除く）については、ひとり親であることを証明する書類（離婚調停申立書や児童扶養手当証書等、弁護士・公的機関等の証明書類。ただし、民生委員による証明書類は不可。）の写しの提出が必要となります。なお、直近の状況を確認するため、令和5年10月2日（月）以降に証明された証明書類等の写しをご提出ください。

※3 父母の住所が同じであるが、特別な理由により実態は別居している場合（離婚調停中やDV等の理由で住所を変更できない場合は、※2に記載の証明書類等と併せて、住所を変更できない理由を書面にて申し立てていただく必要があります。

※4 離婚・別居していても、変更申請書等が未提出の場合は、利用者負担額等を父母の収入で算定します。

※5 兄弟姉妹が保育所等（企業主導型保育施設を含む）在園児の場合に限ります。新規申込児童のみの場合は提出不要です。

各書類の様式一覧については、本市ホームページ
（右の二次元コード）からご確認ください。



(5) 認定変更の適用月について

保育必要量について、月途中で変更が生じる場合、保育認定の変更は変更申請書等及びその他必要書類を保育幼稚園事業課に提出されたことが確認できた日付からとなります。

保育必要量が「保育標準時間」から「保育短時間」に変更となる場合であっても、利用者負担額は翌月分からの変更、延長保育料は書類の提出が確認できた日からの変更となります。

6 利用者負担額等について

(1) 対象児童が0～2歳児の場合

① 決定方法

利用者負担額は、ひとり親家庭を除き、保護者2名の市民税所得割課税額を合算した金額により決定します。

市民税額	令和5年度市民税所得割額 (令和4年1月～12月の収入分)	令和6年度市民税所得割額 (令和5年1月～12月の収入分)
利用者負担額	令和5年9月分～令和6年8月分	令和6年9月分～令和7年8月分

※市民税所得割額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

② 利用者負担額（保育料）

市民税課税世帯の場合（均等割のみ課税されている世帯も含む）

別紙5「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」をご参照ください。ただし、令和6年度以降の利用者負担額については、額の見直し等により変更となる場合があります。

市民税非課税世帯の場合

利用者負担額が全額無償となります。

③ 別途費用

利用者負担額とは別に、延長保育料、給食費、制服や遠足等の実費負担や上乗せ徴収があります。金額は施設により異なるため、詳細は各施設にお問い合わせください。

(2) 対象児童が3～5歳児の場合

市民税の課税状況に関わらず、利用者負担額は全額無償となりますが、主食費・副食費、延長保育料、諸費用等の別途費用は無償化の対象外ですので、保護者負担となります。金額は施設により異なりますので、各施設もしくは保育幼稚園事業課にお問い合わせください。なお、別紙5「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」で階層区分がA階層からE1階層の世帯と、E2階層からF5階層の第3子以降の児童（ただし、小学校就学前までの保育所等に通っている児童で数えます。）については、副食費が免除されます。（主食費は免除されません。）

(3) 納付先、納付方法

	保育所等	利用者負担額	主食費・副食費・延長保育料・その他諸費用等
公立	保育所、認定こども園 小規模保育事業所、待機児童保育室	市に納付（※1）	
私立	私立保育所	市に納付（※1）	園に納付（※2）
	認定こども園、小規模保育事業所、 事業所内保育事業所	園に納付（※2）	

※1 市に納付の場合、納付方法は原則、口座振替になります（納期限は翌月15日（金融機関が休業日にあたる場合は、翌営業日）です）。利用施設または保育幼稚園事業課、あるいは引落とし口座を開設している金融機関（茨木市内）にて、口座振替依頼書をご提出ください。すでに兄弟姉妹が口座振替を利用している場合も、新規入所児童については新たに口座振替手続きが必要となります。口座振替依頼書は利用施設及び当課、市内の金融機関で配布しています。なお、口座振替開始までは、納付書を翌月月初にご自宅へ発送します（納期限は翌月15日（金融機関が休業日にあたる場合は、翌営業日）。遅延のないよう納付してください。

※2 園に納付の場合、納期限や納付方法、主食費等の金額は施設により異なります。各施設へお問い合わせください。

(4) ひとり親家庭の利用者負担額について

保護者の前年の収入が103万円未満のひとり親家庭の方で、同居している祖父母の収入が300万円以上の場合、その祖父母の課税状況により利用者負担額を決定します。ただし、保護者の前年の収入が103万円以上ある場合や、当該年度の収入が103万円以上（月額86,000円以上）見込める方については、保護者の課税状況により利用者負担額を決定します。

利用者負担額の変更を見込める場合は、連続した3か月分の給与明細等の写しを保育幼稚園事業課へご提出ください。その翌月分から、児童の保護者のみの収入に基づく利用者負担額に変更することができます。

(5) 利用者負担額の軽減措置について

以下の場合、利用者負担額等の軽減措置を受けられる場合があります。詳細については、別紙5「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」をご確認の上、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

例) ・ 市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯で、在宅障害児（者）と同居している場合
・ 児童が複数いる場合



(6) 課税状況に変更があった場合について

課税状況に変更があった場合は、利用者負担額等が変更となる場合がありますので、速やかに保育幼稚園事業課までお知らせください。随時課税状況の調査を行い、その結果、利用者負担額等の増減がある場合は更正を行います。

(7) その他注意事項について

- ① 市民税の申告をされていない方（確定申告をされている方を除く）は、最高額で利用者負担額等を決定します。また、対象児童が3～5歳児の場合、市民税の申告をされていないと副食費の免除が受けられないことがあります。
- ② 市民税額や世帯の状況等に変更があり、利用者負担額等を変更できるのは当該年度中のみです。前年度以前の利用者負担額等をさかのぼって変更することはできません。
- ③ 令和5年1月1日または令和6年1月1日時点で海外に居住していたことにより、令和5年度または令和6年度の市民税が国内で課税されていない方は、収入申告書類の提出が必要となります。詳細は保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

7 保育所等一覧

- ❶ 本園と分園の関係により、年齢上限のある園から自動で進級できる場合は、両園の備考に「」を記載しています。
- ❷ 年齢上限があり、連携施設を設定している施設については、備考に「」を、記載しています(24ページ「(5) 小規模保育事業所等の連携施設について」をご確認ください)。

(1) 保育所

① 公立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
北	1	郡保育所	120	郡五丁目 29 番 4 号 ☎ 072-641-2210	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
西	2	春日保育所	100	西田中町 1 番 6 号 ☎ 072-623-2112		
中央	3	中央保育所 ※令和 9 ~ 10 年度頃移転予定	110	宮元町 2 番 34 号 ☎ 072-626-2200		
東	4	総持寺保育所	70	総持寺二丁目 2 番 15 号 ☎ 072-623-4367		
南	5	沢良宜保育所	90	沢良宜浜三丁目 13 番 27 号 ☎ 072-635-5678		

※中央保育所移転計画について

移転予定地：大阪府茨木市上中条一丁目 7 - 22

移転後の運営について(予定)：利用定員、開所日、開所時間は変更なし

② 私立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
北	6	彩都敬愛保育園	30	彩都あさぎ一丁目 2 番 19 号 ☎ 072-640-1115	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	2 歳児まで  1
	7	彩都敬愛保育園分園 彩都宿久庄敬愛保育園	60	大字宿久庄 220 番の 2 ☎ 072-665-4420	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	3 歳児以上  1
西	8	なかよしわんぱく保育園	70	上穂東町 1 番 13 号 ☎ 072-627-2021	平日 7:30 ~ 21:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	9	ほづみ保育園	150	上穂積二丁目 3 番 45 号 ☎ 072-627-5200	平日 7:30 ~ 21:00 土曜 7:30 ~ 19:15	
	10	マリモ global kids	25	西駅前町 3 番 9 号 ARCHE 1 階 ☎ 072-624-1178	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	3 歳児  2
	11	マリモ global kids 分園	50	春日三丁目 11 番 24 号カネカビル 1 階 ☎ 072-622-1212	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	4・5 歳児  2
中央	12	さくらんぼこども園	30	寺田町 12 番 16 号 ☎ 072-633-4722	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	2 歳児まで  1
	13	てんのう中津保育園	150	中津町 14 番 28 号 ☎ 072-635-4500	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	14	ひだまり保育園	90	園田町 15 番 3 号 ☎ 072-635-8477	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	 3
	15	ひだまり保育園分園 きらひだまり保育園	30	舟木町 2 番 25 号エル・ボスク I 1 階 ☎ 072-646-8295	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	2 歳児まで  3
	16	ひだまり保育園分園 ゆめひだまり保育園	45	主原町 3 番 3 号林泉第 2 ビル 1 階 ☎ 072-697-8725	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	3 歳児以上  3

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
東	17	鮎川保育園	120	鮎川二丁目 22 番 20 号 ☎ 072-633-0006	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	18	南総持寺保育園	34	高槻市南総持寺町 7 番 4 号 ☎ 072-693-8531	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
南	19	玉島保育園	150	平田二丁目 36 番 13 号 ☎ 072-635-5700	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	20	たんぼぼ bambi 保育園	30	玉櫛二丁目 10 番 5 号 ☎ 072-632-0666	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	1 歳児まで ➡ 2
	21	ちとせ学院 Tre 保育園	60	新和町 21 番 21 号 ☎ 072-635-1200	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	22	東奈良敬愛保育園	90	東奈良三丁目 3 番 1 号 ☎ 072-630-1100	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	23	水尾保育園	160	水尾一丁目 12 番 15 号 ☎ 072-635-8350	平日 7:00 ~ 20:00 土曜 7:00 ~ 20:00	

(2) 認定こども園

①公立

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
			保育	教育	計			
北	24	(認) 福井幼稚園	24	71	95	東福井二丁目 2 番 32 号 ☎ 072-643-5160	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	3 歳児以上
西	25	(認) 西幼稚園 ※令和 6 年度改修予定	24	141	165	上穂積二丁目 12 番 13 号 ☎ 072-622-5115		
	26	(認) 沢池幼稚園	24	71	95	南春日丘三丁目 2 番 3 号 ☎ 072-627-0554		
中央	27	(認) 茨木幼稚園	24	71	95	片桐町 6 番 25 号 ☎ 072-622-2766		
東	28	(認) 太田幼稚園	24	71	95	太田二丁目 9 番 23 号 ☎ 072-626-4015		
	29	(仮称) (認) 庄栄幼稚園	24	71	95	総持寺一丁目 1 番 17 号 ☎ 072-625-4787		
南	30	(認) 水尾幼稚園	24	141	165	真砂二丁目 3 番 2 号 ☎ 072-635-0590		

※西幼稚園改修予定について
大規模改修及びエレベーター棟の増築工事予定

②私立

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
			保育	教育	計			
北	31	安威たんぼぼ学園	160	15	175	南安威二丁目1番13号 ☎ 072-643-4929	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	32	うたさくこども園	60	15	75	豊原町13番8号 ☎ 072-641-1122	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	33	彩都保育園	90	15	105	彩都あさぎ五丁目12番2号 ☎ 072-641-8645	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	34	(仮称) さいのもとこども園	150	12	162	豊川四丁目33番8号 ☎ 072-643-1279	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	35	(認) 郡山敬愛保育園	150	12	162	新郡山二丁目2番20号 ☎ 072-640-0202	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	36	(認) 彩都敬愛幼稚園	60	255	315	彩都あさぎ五丁目7番4号 ☎ 072-640-1212	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 19:00	3歳児以上 ※
	37	(認) 豊原学園	90	15	105	豊原町14番14号 ☎ 072-640-0017	平日 7:30 ~ 21:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	38	やまぜんこども園	60	15	75	大字車作9番1号 ☎ 072-665-6601	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	39	山手台保育園	90	15	105	山手台三丁目28番23号 ☎ 072-649-0874	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
西	40	(認) こどもの園敬愛保育園	130	9	139	中穂積三丁目1番22号 ☎ 072-645-0005	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	41	(認) 中穂積敬愛保育園	140	12	152	中穂積一丁目2番31号 ☎ 072-631-1818	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	42	松ヶ本認定こども園	120	0	120	松ヶ本町4番40号 ☎ 072-626-1677	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	43	(認) しもほづみキッズ	150	12	162	下穂積三丁目5番30号 ☎ 072-627-2541	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
中央	44	末広認定こども園	110	0	110	末広町8番27号 ☎ 072-634-4708	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	45	たちばなこども園	180	15	195	片桐町14番10号 ☎ 072-622-2777	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	46	たんぼぼ中条学園	180	15	195	東中条町8番6号 ☎ 072-627-0555	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	47	(認) いばらき大谷学園	90	75	165	別院町3番31号 ☎ 072-624-0203	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	48	(認) ちとせ學院めぐみの森	110	10	120	戸伏町13番35号 ☎ 072-626-1606	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	49	(認) 東さくら保育園	120	15	135	桑田町24番18号 ☎ 072-632-4807	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	50	花たちばな認定こども園	130	15	145	稲葉町16番14号 ☎ 072-665-6500	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
			保育	教育	計			
東	51	あいの三島こども園	150	10	160	三島町2番28号 ☎ 072-622-2095	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	52	(認) いぶきの丘学園	90	15	105	東太田一丁目4番10号 ☎ 072-626-0088	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	53	(認) さんすい学園	160	15	175	東太田三丁目8番3号 ☎ 072-626-9047	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	54	(認) 白川敬愛保育園	150	15	165	白川二丁目13番25号 ☎ 072-637-1313	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	55	(認) ちとせ學院	160	15	175	庄二丁目7番35号 ☎ 072-626-2191	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	🔄 4
	56	(認) ちとせ學院分園 ちとせ學院 Ramo	70	0	70	庄二丁目8番13号 ☎ 072-626-2191	平日 7:00 ~ 18:00 土曜 7:00 ~ 18:00	1歳児以上 🔄 4
南	57	玉櫛たちばなこども園	150	15	165	東奈良二丁目8番21号 ☎ 072-632-5821	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	58	たんぼぼ学園	90	15	105	玉櫛一丁目3番1号 ☎ 072-632-6669	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	59	たんぼぼ triangle 学園	80	15	95	玉櫛二丁目11番24号 ☎ 072-646-8333	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	60	天王こども園	180	15	195	大正町3番16号 ☎ 072-632-1500	平日 7:30 ~ 19:30 土曜 7:30 ~ 19:00	2歳児以上 🔄 5
	61	天王こども園分園 天王こども園つぼみ	40	0	40	丑寅二丁目1番5-1号 ☎ 072-631-3377	平日 7:30 ~ 19:30 土曜 7:30 ~ 19:00	1歳児まで 🔄 5
	62	ときのはこども園	60	15	75	平田一丁目29番31号 ☎ 072-638-2233	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	63	(認) 常磐会短期大学付属 茨木高美幼稚園	72	135	207	小川町7番3号 ☎ 072-622-2052	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:00	1歳児以上
	64	(認) おとのは学園	90	15	105	平田一丁目29番38号 ☎ 072-637-1122	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	65	(認) くるみ敬愛保育園	90	15	105	沢良宜東町14番35号 ☎ 072-630-1313	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	66	(認) ちとせ學院 Due 南茨木	70	11	81	沢良宜西一丁目10番31号 ☎ 072-638-9191	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
	67	(認) 天王学園幼稚園	80	230	310	大正町3番15号 ☎ 072-635-4000	平日 7:30 ~ 19:30 土曜 7:30 ~ 19:00	1歳児以上 ※

※コースにより上乗せ徴収金が異なります。詳細は施設へご確認ください。

(3) 小規模保育事業所

①公立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
西	68	小規模保育施設のぞみ	19	春日五丁目5番18号 ☎ 072-624-9051	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	

②私立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
北	69	みのはら桜保育園	19	耳原一丁目17番22号ブランドール耳原2-A ☎ 072-648-7858	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	
西	70	きずな KID'S 保育園	18	西田中町1番1号パークビル1階 ☎ 072-624-5060	平日 7:00～19:30 土曜 7:00～19:30	
	71	たんぼぼアミーゴ保育園	19	松ヶ本町3番16号ガーデンズクラブビル3階 ☎ 072-631-4151	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	➡ 3
	72	保育園さわいけキッズ	19	南春日丘五丁目1番8号沢池多世代交流センター2階 ☎ 072-624-3710	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～19:00	➡ 4
	73	ポッポ保育園下穂積校	18	下穂積三丁目3番25号Avanti下穂積1階 ☎ 072-657-8010	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	
	74	マリモ茨木ステーション保育園	19	春日一丁目4番12号長沢ジョypアーズビル2階 ☎ 072-624-7711	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	➡ 5
	75	マリモスリー保育園	19	西駅前町5番32号西野ビル2階 ☎ 072-621-1007	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	➡ 5
中央	76	きずな保育園	19	竹橋町15番41号萩谷マンション1階 ☎ 072-648-7345	平日 7:00～19:30 土曜 7:00～19:30	➡ 6
	77	けいあいルンビニ上中条	15	上中条一丁目5番22号 ☎ 072-657-7955	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:30	➡ 7
	78	すまいるひだまり保育園	19	主原町3番7号林泉第1ビル1階 ☎ 072-638-0070	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	➡ 8
	79	ポッポ保育園上中条校	19	上中条一丁目4番9号ツインハイツ上中条1階 ☎ 072-665-6322	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	
	80	マリモ city 保育園	19	駅前3丁目6番2号Box Five1階 ☎ 072-623-6988	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	➡ 5
東	81	マリモ保育園	19	東太田四丁目8番10-8号 ☎ 072-622-3104	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	➡ 5
南	82	けいあいルンビニ天王	19	天王二丁目8番21号102天王ビル1階 ☎ 072-657-7805	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:30	➡ 7
	83	すみれ保育園	17	沢良宜西一丁目4番1号エミネンス南茨木1階 ☎ 072-632-2525	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	
	84	第2保育園なないろ	15	横江一丁目2番8号 ☎ 072-601-1314	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	生後9か月以上 ➡ 9
	85	第2保育園なないろ真砂園	16	真砂二丁目16番12号ヴァイロザ奥谷102 ☎ 072-664-7716	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	生後9か月以上 ➡ 9
	86	保育所さうだーで	19	真砂一丁目2番36号 ☎ 072-630-4556	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	生後9か月以上 ➡ 10

(4) 事業所内保育事業所

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備 考
			地域枠	従業員枠	計			
中央	87	敬愛ルンビニ西中条	13	3	16	西中条町 11 番 26 号 ☎ 072-646-5444	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	➡ 7
南	88	ヤクルトひよっこ 保育園茨木	5	14	19	小川町 8 番 22 号 NOMURA ビル 3-A 号 ☎ 072-644-8960	平日 7:30 ~ 19:30 土曜 7:30 ~ 18:30	生後 6 か月 以上

(5) 小規模保育事業所等の連携施設について

利用している小規模保育事業所等が卒園後の受け皿として連携施設を設定している場合、「優先枠」にて連携施設の利用申込みが可能です。ただし、定員の関係上、連携施設の利用決定を必ずしも保障するものではありません。

また、優先枠として受け入れ可能な人数を超える申込みがあり、優先枠が利用できない場合は、別紙 1 「令和 6 年度 保育所等利用調整指数表」に基づき保育を受ける必要性に応じて利用調整を行います。なお、連携施設等は予告なく変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

No.	小規模保育事業所等	連 携 施 設
1	さくらんぼこども園	認定こども園東さくら保育園、てんのう中津保育園
2	たんぼぼ bambi 保育園	たんぼぼ学園、たんぼぼ triangle 学園、たんぼぼ中条学園
3	たんぼぼアミーゴ保育園	安威たんぼぼ学園、たんぼぼ学園、たんぼぼ中条学園、たんぼぼ triangle 学園
4	保育園さわいけキッズ	幼保連携型認定こども園しもほづみキッズ
5	マリモ茨木ステーション保育園、マリモ city 保育園、マリモスリー保育園、マリモ保育園	安威幼稚園、マリモ global kids
6	きずな保育園	てんのう中津保育園
7	けいあいルンビニ上中条、けいあいルンビニ天王、敬愛ルンビニ西中条	彩都宿久庄敬愛保育園、郡山敬愛幼稚園、認定こども園彩都敬愛幼稚園(保育部分)(以下「彩都宿久庄敬愛保育園等」という。)※
8	すまいるひだまり保育園	ひだまり保育園、ゆめひだまり保育園
9	第 2 保育園なないろ、第 2 保育園なないろ真砂園	天王こども園
10	保育所さうだーで	ちとせ学院 Tre 保育園

※連携施設までは施設のバスにて通園することはできますが、別途諸経費が発生します。

(6) 彩都宿久庄敬愛保育園等へのバス送迎について

彩都宿久庄敬愛保育園等を利用する場合は、(認)中穂積敬愛保育園、敬愛ルンビニ西中条から送迎バスの利用が可能です。バスの利用を希望する場合、詳細につきましては彩都敬愛保育園へ直接お問い合わせください。

8 茨木市待機児童保育室について

本市では、待機児童解消のため、待機児童保育室「あゆみ」、「みらい」を開設しています。保育環境や保育内容は既存の認可保育所に準じています。

別紙1「令和6年度 保育所等利用調整指数表」に基づき、保育を受ける必要性の高い方から順に利用調整します。申込者すべてが、必ず入室できるものではありません。利用案内ができる場合にのみ、利用開始する月の前月中旬以降に保護者宛てに電話連絡します。入室できない場合は、当該年度中（令和7年3月まで）は毎月利用調整を行います。



利用を希望する場合は、申請期日（一斉受付の場合：二次選考の期限まで・随時受付の場合：利用希望月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日））までに、以下のURLもしくは左の二次元コードを読み取り、電子申請してください。

フォームのURL【https://logoform.jp/form/2Qoq/taikijidouhoikushitsu_R6】

(1) 施設情報

名称	定員	所在地及び電話番号	開所時間(延長含む)	備考
待機児童保育室あゆみ ※令和7年度移転予定（移転作業のため数日間休室となる可能性があります。）	90	学園町2番1号 ☎ 072-636-7731	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	
待機児童保育室みらい	40	西河原二丁目16番17号 ☎ 072-620-6091	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	1・2歳児

※待機児童保育室あゆみ移転計画について

移転予定地：大阪府茨木市春日三丁目13-5

移転後の運営について（予定）：開所日、開所時間は変更なし

利用規模を踏まえ、利用定員を40名程度に変更

(2) 対象児童

保育所等の利用申込者が待機児童保育室を希望する場合に、利用調整の結果、保育所等への入所を待機していると認められる児童が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象児童と認められません。

a 当該年度内に希望する保育所等の利用案内を辞退した場合	d 保育所等の利用希望日が未到来の場合
b 当該年度内に茨木市待機児童保育室への入室を辞退した場合	e 児童がすでに保育所等を利用している場合
c 利用を希望する保育所等が1か所のみの場合（入室後含む）	f 入室後に保護者が育児休業を取得する場合

(3) 利用料

保育所等と同様に、世帯の階層区分ごとに利用料を定めています。別紙5「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」の額に90/100を乗じた額です。なお、主食費・副食費、延長保育料、その他諸費用等については、別途必要です。

9 休日保育について

生後3か月から就学前までの保育所等を利用している児童について、保護者が就労等により休日に家庭で保育することができない場合に利用できます。日曜日及び祝日（以下、「休日等」という。）の勤務について就労証明書に記載がない場合は、利用できません。

(1) 休日保育事業について

①施設情報

施設名	住所	電話番号	対象年齢
豊原学園休日保育 「ありんこルーム」	豊原町 14 番 14 号	☎ 072-640-0017	生後3か月から就学前

②利用申込み

事前に豊原学園へ電話の上、面接を受けてから利用登録をしてください。

(2) 休日保育事業利用料補助事業について

休日等において保育が必要な児童が、企業主導型保育事業を休日等に利用した保護者に、利用料の一部を補助します。

①対象者（次のすべてに当てはまる方が対象です。）

- a 茨木市に居住していること。
- b 日曜日、祝日において企業主導型保育事業の預かりサービスを利用した者。
（当該サービスを利用した企業主導型保育事業に在籍していない者に限る。）
- c 児童の保護者が保育認定の事由（育児休業中を除く。）に該当し児童の保育が困難なこと。

②補助の内容

- a 補助対象経費…企業主導型保育事業の預かりサービスの利用に要した費用（給食費、おやつ代等の実費徴収は除く。）
- b 補助金額 …1日あたりの企業主導型保育事業の預かりサービスの利用料又は4,000円のいずれか少ない額

③利用申込み



保育幼稚園事業課にて年度ごとに事前登録が必要です（以下の URL もしくは左の二次元コードから登録できます）。詳細は本市ホームページ（26 ページ下部に記載の二次元コード）からご確認ください。
フォームの URL 【<https://logoform.jp/form/2Qoq/186918>】

「9 休日保育について」および「10 児童が病気やケガの時に保育所等が利用できない場合について」の詳細については、本市ホームページ（右の二次元コード）からご確認ください。



10 児童が病気やケガの時に保育所等が利用できない場合について

(1) 病児保育室の利用について

①施設情報

施設名	住所	電話番号	対象年齢
済生会茨木病院附属病児保育室ひなたぼっこ	上穂積一丁目2番27号 済生会茨木医療福祉センター1階	☎ 072-621-4657	生後6か月から小学校3年生まで
篠永医院附属病児保育室さうだーで	真砂一丁目2番36号	☎ 072-633-5397	離乳食完了(約1歳6か月)から小学3年生まで

②利用申込み



保育幼稚園事業課にて年度ごとに事前登録が必要です(以下のURLもしくは左の二次元コードから登録できます)。詳細は本市ホームページ(26ページ下部に記載の二次元コード)からご確認ください。
フォームのURL【https://logoform.jp/form/2Qoq/byoujihoiku_R6】

(2) 病後児保育室の利用について

①施設情報

施設名	住所	電話番号
認定こども園こどもの園敬愛保育園内「こどもの園健康支援センター」	中穂積三丁目1番22号	☎ 072-645-0099
認定こども園おとのは学園「おとのは学園病後児保育ルームさんさん」	平田一丁目29番38号	☎ 072-637-1122

②対象者

保育所等の1歳児クラス以上を利用している茨木市在住の児童

③利用申込み

保育幼稚園事業課にて事前登録が必要です。詳細は本市ホームページ(26ページ下部に記載の二次元コード)からご確認ください。

(3) 訪問型病児・病後児保育の利用に係る補助について

児童が病気やケガで保育所等や小学校に通えないとき、就労等の理由でベビーシッター等による病児・病後児保育サービスを利用した場合に、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、その料金の一部を補助しています。

①対象者(次のすべてにあてはまる方が対象です。)

- 茨木市に居住していること。
- 児童が生後6か月から小学3年生までであること。
- 児童がサービスを利用した日の前後7日以内に医療機関を受診していること。
- 児童の保護者が保育認定の事由(求職活動中、育児休業中の場合を除く。)に該当し児童の保育が困難なこと。

②補助の内容

- 日数 …サービスの利用にかかる1回の発病につき7日まで
- 補助金額…次のAまたはBのいずれか少ない方
 - 1日の病児保育サービス利用時間合計(1時間未満切捨て)×1,000円(非課税世帯等…×2,000円) ※1日あたり最大10時間まで
 - サービスの利用に要した費用(勤務先の福利厚生等やクーポン券等利用分は、上記費用に含みません)
- 上限 …児童1人につき年間(4月から翌3月までの申請分)4万円(非課税世帯等…8万円)まで

③利用申込み

サービス利用後、必要書類を保育幼稚園事業課にご提出ください。

保育所等の所在地

●公立保育所

- 1 郡
- 2 春日
- 3 中央
- 4 総持寺
- 5 沢良宜
- 私立保育所
- 6 彩都敬愛保育園
- 7 彩都宿久庄
- 8 なかよしわんぱく
- 9 ほづみ
- 10 マリモ global kids
- 11 マリモ global kids (分園)
- 12 さくらんぼ

- 13 てんのうち中津
- 14 ひだまり
- 15 きらりひだまり
- 16 ゆめひだまり
- 17 鮎川
- 18 南総持寺
- 19 玉島
- 20 たんぼぼ bambi
- 21 ちとせ Tre
- 22 東奈良敬愛
- 23 水尾保育園
- 公立認定こども園
- 24 福井幼稚園
- 25 西幼稚園

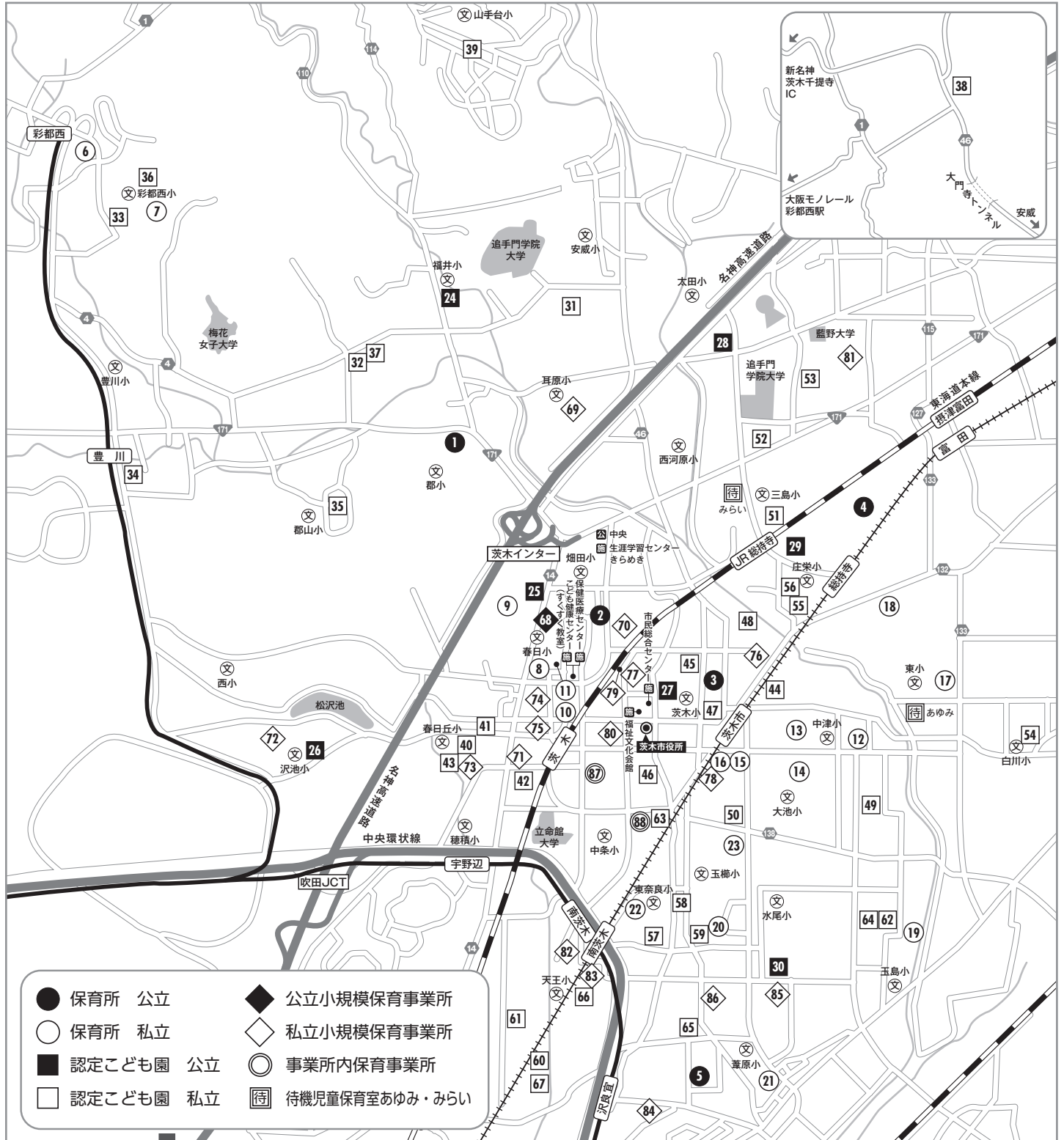
- 26 沢池幼稚園
- 27 茨木幼稚園
- 28 太田幼稚園
- 29 庄栄幼稚園
- 30 水尾幼稚園
- 私立認定こども園
- 31 安威たんぼぼ
- 32 うたさく
- 33 彩都
- 34 さいのもと
- 35 郡山敬愛
- 36 彩都敬愛幼稚園
- 37 豊原
- 38 やまぜん

- 39 山手台
- 40 こどもの園敬愛
- 41 中穂積敬愛
- 42 松ヶ本
- 43 しもほづみキッズ
- 44 末広
- 45 たちばな
- 46 たんぼぼ中条
- 47 いばらき大谷
- 48 ちとせ学院めぐみの森
- 49 東さくら
- 50 花たちばな
- 51 あいの三島
- 52 いびきの丘

- 53 さんすい
- 54 白川敬愛
- 55 ちとせ学院
- 56 ちとせ学院 Ramo
- 57 玉櫛たちばな
- 58 たんぼぼ
- 59 たんぼぼ triangle
- 60 天王
- 61 天王つばみ
- 62 ときのは
- 63 茨木高美幼稚園
- 64 おとのは
- 65 くるみ敬愛
- 66 ちとせ学院 Due 南茨木

- 67 天王学園幼稚園
- ◆公立小規模保育事業所
- 68 のぞみ
- ◇私立小規模保育事業所
- 69 みのはら桜
- 70 きずな KIDS
- 71 たんぼぼアミーゴ
- 72 さわいけキッズ
- 73 ポッポ 下穂積
- 74 マリモ茨木ステーション
- 75 マリモスリー
- 76 きずな
- 77 けいあいルビニ上中条
- 78 すまいるひだまり

- 79 ポッポ 上中条
- 80 マリモ city
- 81 マリモ
- 82 けいあいルビニ天王
- 83 すみれ
- 84 第2なないろ
- 85 第2なないろ真砂
- 86 さうだーで
- ◎事業所内保育事業所
- 87 敬愛ルビニ西中条
- 88 ヤクルトひよっこ茨木



施設の詳細な情報は [こちら](#)

